

平成28年度 奈良県後発医薬品安心使用促進協議会

◇日時

平成28年10月4日（火） 14時00分から16時00分まで

◇場所

奈良市東向中町6
奈良県経済倶楽部 4階 小会議室

◇出席者

協議会委員：武知会長、三笠委員、谷本委員、竹村委員、藤井委員、喜多委員
青山委員、谷口委員、吉澤委員、米田委員、土居委員、芝池委員
神田委員、山崎委員

事務局：薬務課 辻元課長、村上係長、佐野技師
関係課：保険指導課 賤賀係長、谷口主査

◇議事

- ・議題1：「医療従事者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレットについて」

◇公開・非公開の別

公開（傍聴者1名）

◇平成27年度ジェネリック医薬品使用状況の報告（全国健康保険協会奈良支部）

土居委員より、全国健康保険協会奈良支部（協会けんぽ奈良支部）でとりまとめた資料をもとに、平成27年度ジェネリック医薬品使用状況の報告があった。

奈良支部のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース（新指標））は平成26年4月で57.9%、平成26年度末61.0%で、協会けんぽの全国平均を上回る推移であったが、平成28年5月は67.1%で全国平均と同じになってしまった。

医薬品の薬効分類別で見ると、奈良県では化学療法剤や抗生物質の薬で、全国平均よりジェネリックの使用割合が高く外皮用薬では使用割合が低い。また、高齢者では全国平均より数量ベースでの使用割合が下回っているが、なぜそうなのかは掴みかねている。

ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの結果では、差額通知によって先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えた人の割合を集計した。この軽減額通知によって、平成27年度に協会けんぽ全体では188億円ほどの効果が得られている。奈良支部では1億4千万円ほど。平成27年度が協会けんぽとして最も効果が見られた年度である。平成21年度からの累計効果額は、603億円ほど。平成27年度になって効果が出た原因は、各支部での広報を進めておりその効果が出てきたからではないかと分析しているところ。

◇議事概要

議題1 医療従事者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレットについて

（1）事務局の説明の概要

平成27年度に本協議会においてアンケートを行い、ジェネリック医薬品に関する情報の医療従事者のニーズを精査した。その結果を基にリーフレットを作成した。病院・診療所・歯科・薬局にこのリーフレットと共に昨年のアンケート結果を送付し業務に活用いただきたいので、内容についてご意見願う。

(2) 議事の概要

委員：字がちいさくて見にくい。特に奈良県のホームページの文字は見えない。ホームページのイメージ画像より、アクセスの仕方を強調してはどうか。このリーフレットの項目の並びには意味があるのか。強調したいページはどこなのか。医師としては、適応症の違いが一番気になるところ。一番目に承認審査の手順が来ているが、あまり関心がない。医療従事者が関心の高い順番に掲載したほうが見やすいのではないか。

事務局：このリーフレットだけではスペースの制限もあり、詳しい内容までは掲載できない。そのため、詳しい内容については各項目の末尾についているホームページアドレスにアクセスし、閲覧していただきたい。このリーフレットはあくまで、医療従事者が知りたい情報が掲載されているホームページを紹介するといった意図で作成している。

委員：リーフレットのタイトルに安心という文字が盛り込まれているが、医療従事者がこのリーフレットを見て安心するのか。ジェネリック推進ありきのタイトルになってしまっている。このリーフレットは、医療従事者向けを謳いながらあまり専門的な内容ではない。ここに掲載されているような内容は、専門家なら誰でも知っているような内容である。まずは、誰にどの内容を重点的に見てほしいのかを分かりやすくすべきだと考える。

委員：発行部数はどうするのか。いままでは、患者向けが多かったのもそれよりは発行部数は少ないのか。

事務局：発行部数は、患者向けより少ない予定。

委員：ホームページのアドレスが掲載されているが、アドレスをすべて打ち込むのは苦勞する。検索用ワードを入れてはどうか。ホームページを見ればすぐにこういった情報にアクセスできるという趣旨のリーフレットであるならば、一番わかりやすいところに薬務課ホームページへのアクセスの仕方を掲載すべきだと考える。また、薬務課ホームページももっと見やすい工夫をするべきである。

適応症の違いに関することで、医師として一番関心があるのは、適応症が違えば保険点数が算定されないといった部分である。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分であるにもかかわらず適応症が違うというのは、薬を処方する立場としてわかりづらく納得できない。

委員：先発医薬品が適応症を追加することで、用途特許というものが発生する。その特許が切れるまではその用途を後発医薬品の適応症に追加できない。我々後発医薬品メーカーの立場としては、そういった用途特許があるために適応症を追加できないことになるわけだが、それは致し方のないことで、こちらから言える立場ではない。

委員：リーフレットの対象者について。医療従事者向けに作成し、掲載内容は今年のアンケートの結果から考えているとのことだが、今年のアンケートの結果を見ると、ジェネリック医薬品を積極的に使いたいと思っている人と、使いたくないと思っている人で分けて結果を出している。このリーフレットは、より使っていきたい人向けなのか、それとも使いたくないと思っている人向けなのかどちらなのか。そのあたりを絞り込んで作るべきではなかったのか。

事務局：どちらの立場の方からも、不安に思っているという意見が多かった部分を反映さ

せてもらっている。

委員：もしジェネリックを使いたくないと思っている人を対象とするなら、製剤的工夫についてはいけないのではないか。製剤的工夫は、ジェネリックの良い部分であってマイナス要素ではないので、不安の解消にはつながらないと思う。紙面が限られているのであれば、ここを削ってはどうか。

委員：製剤的工夫は、製剤屋である我々ジェネリックメーカーの強みである。医療従事者の方々にはその部分についてより知ってもらいたいと考えているので、ぜひ載せてほしい。

委員：ジェネリックの促進の状況について、薬剤師会などはどのようにお考えか。かかりつけ薬剤師などが進んでいくと思うが、かかりつけ薬剤師ができることで、ジェネリックの使用促進がより進んでいくようなことになるのか。

委員：何でもかんでもジェネリックにしてくださいと患者に言っているわけではない。ジェネリックにするかしないかは患者が決めることであるので、提案はするが無理に勧めたりはしない。かかりつけ薬剤師としては、患者と接していく中で残薬の削減などができると考えており、そういった方面から医療費の削減に貢献できると考えている。

委員：ジェネリック医薬品に変えたら効果が減弱した、という項目で、一番初めにプラセボ効果を考えると書くのは誤解を招く表記だと思われるので、削除したほうが良い。

委員：奈良県のホームページは、アクセス数などがカウントされるのか？このリーフレットを作ったことによって、どれぐらいの人がこのサイトにアクセスし活用されているかがわかれば効果がわかるのではないか。

事務局：今後、本日いただいた意見を参考に、リーフレットの内容を修正し、各委員に再度意見をいただきながら積み上げていきたい。可能であれば年内にはリーフレットを配布し、それに合わせて、薬務課ホームページも更新する。